

土木設計業務等に関する管理技術者、照査技術者の 資格要件の運用について

1. 土木設計業務

管理技術者及び照査技術者の資格要件については、設計業務等共通仕様書において、次のとおり規定されている。

技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない

規定中の「これと同等の能力と経験を有する技術者」の取扱いについては、次の者を該当する技術者として認めるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者、若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について20年以上(大学院修了の場合、就学年数を実務経験とみなす。)の実務経験を有する者。
- (2) 学校教育法による短期大学卒業者、若しくは高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について30年以上の実務経験を有する者。
- (3) 上記(1)及び(2)の取扱いについては、令和10年3月31日までとし、令和10年4月1日以降は、特記仕様書で定める実務経験等を有する者(特記仕様書に定めが無い場合は、資格保有者以外は認められない)とする。

2. 地質調査業務

管理技術者(照査技術者は配置しない)の資格要件については、地質・土質調査業務共通仕様書において、次のとおり規程されている。

技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者として認めることができる。

規定中の「これと同等の能力と経験を有する技術者」の取扱については、次の者を該当する技術者として認めるものとする。

(1) 別途、特記仕様書で定める実務経験等を有する者。

(特記仕様書に定めが無い場合は、資格保有者以外は認められない)

3. 補償調査業務

用地調査等業務のうち、主たる業務が補償コンサルタント業務における管理技術者及び照査技術者の資格要件については、用地調査等共通仕様書において、次のとおり規程されている。

管理技術者は、業務の履行にあたり、用地調査等業務の主たる業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有するものと認めた者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

照査技術者は、発注者が『管理技術者』と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。

規定中の「同等の知識及び能力を有するものと認めた者」の取扱については、次の者を該当する技術者として認めるものとする。

(1) 別途、特記仕様書で定める実務経験等を有する者。

(特記仕様書に定めが無い場合は、主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、又は主たる補償業務に関する補償業務管理士等以外は認められない)

4. 測量調査業務

管理技術者(照査技術者は配置しない)の資格要件については、測量業務共通仕様書において、次のとおり規程されている。

測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

規定中の「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」の取扱については、次の者を該当する技術者として認めるものとする。

(1) 別途、特記仕様書で定める実務経験等を有する者。

(特記仕様書に定めが無い場合は、資格保有者(測量士)以外認められない)

なお、測量調査業務と土木設計業務がまとめて委託される場合には、土木設計業務の資格要件を満たすものとする。

5. 測量調査業務（用地測量業務）

用地調査等業務のうち、用地測量業務（主たる業務が測量であるもの）における管理技術者及び照査技術者の資格要件については、用地調査等共通仕様書及び香川県公共測量作業規定において次のとおり規定されている。

用地調査等共通仕様書

用地測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条の規定に基づく香川県公共測量作業規定によるもののほか、この仕様書に定めるところによるものとする。

照査技術者は、発注者が『管理技術者』と同等の知識及び能力を有する者と認められた者でなければならない。

香川県公共測量作業規定(作業規定の準則)

管理技術者(主任技術者)は測量法第49条の規定に従い登録された測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。

規定中の「『管理技術者』と同等の知識及び能力を有する者」及び「高度な技術と十分な実務経験を有する者」の取扱については、次の者を該当する技術者として認めるものとする。

(1) 別途、特記仕様書で定める実務経験等を有する者。

(特記仕様書に定めが無い場合は、資格保有者(測量士)以外認められない)

6. 業者選定及び契約時の管理技術者・照査技術者の確認について

(1) 指名時に、上記資格要件の技術者がいない場合は、指名できないものとする。

(2) 契約時に、上記資格要件の技術者がいない場合は、契約できないものとする。

7. 技術者の配置について

同一業務については、管理技術者、照査技術者は兼ねることはできないものとする。ただし、他の業務との重複は認めるものとする。

8. 技術者名簿について

技術者を確認するため、工事執行担当者は建設工事管理システムにおいて、技術者データの更新及び新規登録等のデータ管理を行うものとする。